

鹿児島市

令和7年2月14日告示第149号

一般競争入札分

## 入札説明書

入札事項名

鹿児島市都市農業センターで使用する電気

〒891-1205

鹿児島市犬迫町4705番地

鹿児島市産業局農林水産部

都市農業センター

電話 099-238-2666

## 入札説明書

鹿児島市都市農業センターで使用する電気の購入契約に係る制限付き一般競争入札について  
は、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和7年2月14日

2 入札執行者 鹿児島市長 下鶴隆央

3 契約担当課 〒891-1205

鹿児島県鹿児島市犬迫町4705番地

鹿児島市産業局農林水産部都市農業センター

電話 099-238-2666

ファックス 099-238-2682

電子メールアドレス tosinou@city.kagoshima.lg.jp

4 入札に付する事項

(1) 件名

鹿児島市都市農業センターで使用する電気

(2) 内容

「鹿児島市都市農業センター電気需給仕様書」のとおり

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札参加資格審査申請の受付期限の日までの間において、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年5月28日制定）その他の本市で定める指名停止に関する規程（以下「指名停止に関する要綱等」という。）に基づく指名停止又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定。以下「暴力団排除対策要綱」という。）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない

者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

#### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

①親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

②親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。

(7) 令和7年4月1日から送電することが可能であること。

(8) 次のいずれかに該当すること。

ア 令和5年度の1キロワットアワー当たりの二酸化炭素調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに公表された調整後排出係数又はこれと同様の算定方法に基づき算出されたもの。以下「調整後排出係数」という。）が $0.486\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ （以下「基準値」という。）以下であること。

イ 令和5年度の調整後排出係数が基準値を超える場合は、その差に相当する部分について、当センターの予定使用電力量に応じて、一般財団法人 日本品質保証機構が認証するグリーン電力証書（注1）を購入し、本市に無償で譲渡できること。

ウ 令和6年度中に電力供給を開始した小売電気事業者で、供給開始の日から令和7年1月末日までの1キロワットアワー当たりの二酸化炭素実排出係数（電気事業者がそれぞ

れ供給（小売り）した電気の発電に伴い、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年3月29日経済産業省令・環境省令第3号）別表第1に定める燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量を、当該電気事業者が供給（小売り）した電力量で除したもの）が基準値以下であり、かつ、令和5年度の調整後排出係数が確定したときに調整後排出係数が基準値を超える場合は、その時点でイに準じた対応ができること。

- (9) 令和5年度において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第4条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第3条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の規定に基づく勧告を受けていないこと。
- (10) 環境負荷を軽減するための社会貢献事業活動を行っていること。
- (11) 納期の到来している市区町村税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (12) 契約後、この契約を適確に履行できる経営の規模及び状況にあると認められること。
- (13) 本施設の規模以上の電気供給実績があること。

## 6 契約条項を示す場所

〒891-1205

鹿児島市犬迫町4705

鹿児島市産業局農林水産部都市農業センター

## 7 入札参加資格審査の申請方法等

### (1) 申請方法

所定の入札参加資格審査申請書（様式1）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類（以下「申請関係書類」という。）を添付して、受付場所へ直接持参又は郵送（受付期間内必着）により提出するものとする。ただし、申請関係書類のうちヶを除く書類については、この申請前に、本市の他施設の令和7年度に使用する電気の購入契約に係る入札参加資格審査申請において既に提出がなされ、かつ、その提出された書類が本施設の入札参加資格審査申請の申請関係書類としても有効な場合にあっては、その提出を省略することができる。

ア 履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）

イ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

ウ 納税証明書又は滞納がないことの証明書

（ア）消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島市の市税（同市税が課税されていない者で市外に主たる営業所を有する者にあっては、主たる営業所の所在地の市区町村税）について未納の税額がないことの証明書

エ 印鑑証明書

オ 財務諸表（法人にあっては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書）

カ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証する書面

キ 5(5)に掲げる事項の確認に必要な資本関係又は人的関係のある法人に係る申告書（様式2）

ク 5(8)ア又はウ、(9)及び(10)に掲げる事項の確認に必要な二酸化炭素排出係数等報告書（様式3）

ケ 5(8)イ又はウに掲げる事項の確認に必要なグリーン電力証書購入誓約書（その1）（様式4）又はグリーン電力証書購入誓約書（その2）（様式5）

コ 5(8)及び(10)に掲げる事項の確認に必要な環境報告書（注2）又は確認資料

サ 5(13)に掲げる事項の確認に必要な履行証明書又は供給実績が確認できる書類（履行済みの電気需給契約の契約書の写し等）。なお、令和6年中に、電力供給を開始又は本施設の規模以上の電気需給契約を締結した小売電気事業者については、9か月以上の供給実績が確認できる書類

シ 電気の供給可能量が確認できる書類

## (2) 受付期間

令和7年2月14日から令和7年2月25日まで（土曜日、日曜日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前8時30分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）とする。

## (3) 受付場所

6に同じ

## (4) 入札参加資格審査申請に係る結果

入札参加資格審査申請に係る結果通知は、書面により通知する。

## (5) 入札参加資格の有効期限

入札参加資格を取得した日から令和7年3月31日までとする。

## (6) その他

ア 申請書及び申請関係書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書及び申請関係書類は、返却しない。

ウ (1)ア、イ、ウ及びエについては、入札参加資格審査申請前3か月以内に発行されたものであること。

エ (1) ケについては、該当する場合のみ提出とする。

オ (1) ア、イ、ウ、オ、カ、コ、及びシについては、写しでも差し支えない。

## 8 入札説明書等に対する質疑応答

### (1) 入札説明書等に対する質疑

入札説明書等に対して質問がある場合には、質問事項を記載した書面を次の受付場所に直接持参、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出しなければならない。ただし、ファックス又は電子メールによる場合は、書面を送付した旨を電話で連絡しなければならない。

ア 受付場所

6に同じ

イ 受付期限

令和7年2月25日（火）午後4時まで

### (2) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、本市ホームページ (<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>) において閲覧できるようにする。

## 9 入札説明会

実施しない。

## 10 入札執行の日時及び場所

### (1) 日時

令和7年3月5日（水）午前11時30分から

### (2) 場所

鹿児島市山下町11番地1

鹿児島市役所本館3階 物品第二入札室

## 11 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除する。

### (2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際に納付すること。ただし、鹿児島市契約規則第26条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

## 1 2 最低制限価格

設定しない。

## 1 3 郵送又はファックスによる入札

郵送又はファックスによる入札は、認めない。

## 1 4 開札

即時開札とする。

## 1 5 入札書の記載方法等

- (1) 入札書に記載する金額は、鹿児島市都市農業センター電気需給仕様書（以下「仕様書」という。）に記載の予定契約電力及び予定使用電力量に対する年間総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もって記載すること。
- (2) 参考総価比較額には、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は含めないものとする。
- (3) 力率は、仕様書に記載のとおりとして、参考総価比較額を算定すること。
- (4) 割引やその他必要な料金がある場合には、参考総価比較額に含めるものとする。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 1 6 積算内訳書の提出

- (1) 入札に際して、参考総価比較額の算定基礎となった積算内訳書を提出すること。
- (2) 積算内訳書は、仕様書1(1)に記載の需要場所ごとに、常用電力（常時供給分）、自家発補給電力別に作成すること。
- (3) 積算内訳書には、次の単価及び料金等を記載すること。
  - ア 月毎の予定契約電力
  - イ 契約電力1キロワット当たりの単価（基本料金単価）
  - ウ 月毎の予定使用電力量
  - エ 月毎の使用電力量1キロワットアワー当たりの単価（電力量料金単価）
  - オ 月毎の力率及び力率修正額
  - カ 蓄熱式負荷設備や電化機器等に対する月毎の割引単価（割引がある場合）

- キ イ、エ及びカ以外に必要な料金に対する月毎の単価（必要な料金がある場合）  
ク カ及びキを適用する月毎の使用電力量等の数量  
ケ イ及びエを根拠とし、ア及びウに基づき算出した料金  
コ カ及びキを根拠とし、クに基づき算出した料金  
サ 月毎の総料金  
シ 参考総価比較額  
ス その他参考総価比較額に含めた全ての料金及びその単価、並びに単価を適用する数量  
(4) 積算内訳書の記載にあたっては、月毎の総料金に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、その他の金額は1銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。また、割引率又は加算率に小数点以下第5位の数字があるときはこれを切り捨てるものとする。

## 1 7 入札の方法

- (1) 代理人をもって入札をしようとする者は、入札前に委任状を提出しなければならない。
- (2) 入札に参加する者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、入札書に必要な事項を記載し、記名のうえ、氏名（法人の場合はその名称または商号）及び入札件名（鹿児島市都市農業センターで使用する電気）を記載した封筒に入れ、入札執行者に提出しなければならない。
- (3) 入札に際しては、(2)の封筒に1 6に規定する積算内訳書を同封して提出しなければならない。なお、当該積算内訳書にも入札者の記名をしなければならない。
- (4) 初度の入札に参加しなかった者、入札に関する無効事項に該当する者、及び失格した者は、再度入札に参加することができないものとする。
- (5) 入札者は、提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。
- (6) 入札は辞退できるが、辞退するときは、入札執行前にあっては入札執行前までに入札辞退届を提出すること。入札執行中にあっては入札辞退届又は、その旨を明記した入札書を提出すること。
- (7) 入札者が、相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し又はこれを中止することがある。

## 1 8 入札の無効に関する事項

- (1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札
  - イ 委任状を持参しない代理人のした入札
  - ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
  - エ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入

## 札

- オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- キ 再度入札において前回の入札の最低金額以上の金額による入札
- ク 明らかに連合によると認められる入札
- ケ 入札に参加しようとする者の中に資本関係又は人的関係があると認められる者のした入札
- コ 入札金額と16に規定する積算内訳書に記載された参考総価比較額とが異なる入札
- サ 入札金額の算定に誤りのある入札書による入札
- シ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 令和7年度予算が令和7年3月31日までに市議会で可決されなかった場合は、今回の入札は無効となるものとする。

## 19 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ちあわない者、又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に關係のない職員にくじをひかせるものとする。
- (3) クジによる落札の決定において、同価格入札をした者はくじを辞退することはできない。
- (4) 落札決定の日までにおいて、指名停止に関する要綱等に基づく指名停止又は暴力団排除対策要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者については落札者としない。
- (5) 契約は、16に規定する積算内訳書に記載されている単価等で行うものとする。
- (6) 落札決定については、令和7年度予算の議決終了まで保留とし、議決終了後に落札決定する。
- (7) 落札決定を保留された者は、落札決定にあたり、6に規定する場所で落札承諾確認が必要となる。

## 20 落札者がいる場合の処置

開札をした場合において落札者がいるときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は3回までとし、3回目の入札においても落札者がいるときは、入札を中止する。

## 21 契約書の提出

落札者は、落札決定の通知を受けた日から 5 日以内に契約書を提出しなければならない。

## 2 2 支払条件

- (1) 落札者は、毎月末日の 24 時に計量器に記録された値を読みとり、計量した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。）を本市に通知するものとする。
- (2) 本市の検収後、落札者の定める任意の様式による請求書により、電気料金の支払いを本市に請求するものとする。
- (3) 本市は、(2)の請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に電気料金を支払うものとする。
- (4) 請求書は、仕様書 1 (1)に記載の需要場所ごとに、常用電力（常時供給分）、自家発補給電力別に作成するものとする。

## 2 3 異議の申立て

入札した者は、入札後、入札説明書、仕様書、契約書（案）等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 2 4 その他

入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書（案）等を熟読のうえ、入札しなければならない。

(注 1) グリーン電力証書とは、第三者認証機関である「一般財団法人 日本品質保証機構」が発電実績を認証し、グリーン電力証書発行事業者が発行する証書をいう。購入する証書のグリーン電力量は次の算出式による。

$$\text{グリーン電力証書電力量} > \text{予定使用電力量} \times (1 - 0.486 \div \text{令和 5 年度調整後排出係数})$$

(注 2) 環境報告書とは、令和 5 年度の自社の環境への取り組みをまとめた「環境報告書」又は「CSR 報告書」をいう。なお、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に定める記載事項を満たすこと。